参考資料２

東京都予防のための子供の死亡検証（ＣＤＲ）関係機関連絡調整会議設置要領

令和６年２月２２日５福祉子家第１９３４号
令和６年１０月１７日６福祉子家第１６３５号
最終改正　令和８年２月１０日７福祉子家第２９８２号

第１　目的

この要領は、東京都予防のための子供の死亡検証（ＣＤＲ）実施要綱第３の１の規定に基づき設置する関係機関連絡調整会議の運営について、必要な事項を定めるものである。

第２　実施内容

関係機関連絡調整会議の実施内容は、以下のとおりとする。

（１）関係機関への情報提供の協力依頼

（２）検証結果の報告

（３）その他都事業の推進に当たり必要な事項

第３　会議の構成及び委員任期

関係機関連絡調整会議は、別表に掲げる機関・団体等から、推薦された委員をもって構成する。

また、委員の任期は、委嘱又は任命の日から、委嘱又は任命の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

なお、委員は再任を妨げず、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第４　開催

関係機関連絡調整会議は、必要の都度東京都が招集し、開催する。

第５　会議の公開等

関係機関連絡調整会議は、個人情報の保護の観点から、非公開とする。

第６　守秘義務

委員は、正当な理由なく、会議の内容及び会議の職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

第７　事務

関係機関連絡調整会議の事務は、東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課において行う。

なお、事務の一部を民間に委託することができる。

第８　関係者からの意見聴取等

関係機関連絡調整会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴取できるほか、関係機関連絡調整会議への出席を求めることができる。

第９　その他

その他必要な事項は関係機関連絡調整会議で協議の上、決定する。

付　則（令和６年２月２２日５福祉子家第１９３４号）

この要領は、決定の日から施行する。

なお、本要領の施行をもって、令和５年８月28日付５福祉子家第28号「東京都予防のための子供の死亡検証（ＣＤＲ）推進会議設置要領」は廃止する。

付　則（令和６年１０月１７日６福祉子家第１６３５号）

この要領は、決定の日から施行する。

付　則（令和８年２月１０日７福祉子家第２９８２号）

この要領は、決定の日から施行する。

別表

区分	機関・団体等
医療	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
	地方独立行政法人東京都立病院機構
	公益社団法人東京都医師会
	東京都監察医務院
警察	警視庁刑事部
	警視庁生活安全部
消防	東京消防庁防災部
	東京消防庁救急部
保健	保健医療局保健政策部
児童福祉	東京都児童相談所
区市町村	特別区保健衛生主管課長会
	東京都市保健衛生担当課長会
その他行政関係	子供政策連携室企画調整部
	生活文化局消費生活部
	教育庁総務部
	福祉局子供・子育て支援部保育支援課